

陳情番号	件名
第 19 号	地方自治の堅持・尊重について
受理年月日	
27.11.17	

陳情の趣旨
<p><b>【陳情趣旨】</b>  政府は 日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持・尊重すること、 沖縄県民の民意を尊重し、辺野古への新基地建設計画を白紙に戻すことを求めます。国会及び政府関係機関に対して、この趣旨に沿う意見書を提出していただきたく陳情します。</p> <p><b>【陳情理由】</b>  名護市民及び沖縄県民は、昨年実施された市長選挙と議員選挙及び県知事選挙と衆議院選挙で、辺野古への新基地建設に反対する主権者としての民意を明らかにしました。翁長雄志・沖縄県知事は名護市辺野古への新基地建設に伴う埋め立て承認を取り消しました。しかし、政府は強硬に新基地建設を進めようとしています。</p> <p>このような、地方自治体を国の都合で一方向的に従わせるようなやり方は、地方自治の理念を損なうものです。地方の同意なしには、国の発展も国民の幸福もありません。</p> <p>国家の政策と自治体住民の意思との間に溝が生じたときこそ、政府は地方自治の原則に立ち、自治体を代表する首長との真摯な話し合いを通じて、住民意思と国家政策との間の溝を埋めることに努めていただきたいと思います。</p> <p>辺野古の問題は、地方自治を進めようとする自治体にとって、ゆるがせにできない重要な問題です。</p> <p>この見地から、国が次の事項を実現するよう意見書を国会及び政府に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持・尊重されること。</li> <li>2 沖縄県民の民意を尊重し、辺野古への新基地建設計画を自紙に戻すこと。</li> </ol>